

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第5回議事概要

日 時：令和元年11月15日（金）13:30～15:30

場 所：中央合同庁舎4号館 全省庁共用1208特別会議室

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課副参事

摩尼 真 町田市市民部市民課担当課長

坪田 充博 日野市総務部情報システム課主幹

福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長

山澤 浩幸 三条市総務部情報管理課長

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

倉田 司 飯田市市民協働環境部市民課長

野口 泰弘 神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長

平松 弘三 倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任（鎌田 英希 の代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官

欠席：林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹

（総務省）

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長（構成員）

平野 智也 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

渡邊 康之 総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐（神門 純一 自治行政局地域情報政策室室長の代理出席）（構成員）

齋藤 洋一郎 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長（磯 寿生 情報流通行政局地域通信振興課課長の代理出席構成員）（構成員）

相川 航 サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐（大森 一顕 サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）の代理出席）（構成員）

植田 昌也 総務省自治行政局行政経営支援室長（構成員）

正木 祐輔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換(概要)】

- (1) ②エラー表示について
- 住定日や住民日は通常入力必須項目だが、昔から当該自治体に居住している人の場合、これらの日の記録がない場合もあるため、論理的にありえない場合でも、エラーとしない例外処理が必要ではないか。
 - 一部ベンダが代替案を用意しているため、シート上のエラー項目としては実装していないものがあるが、こうした項目を標準仕様書案への反映対象から外して問題ないかは検討する必要がある。
 - エラーチェックの改修は比較的に容易に行えると思われるので、全て対象にしてもいいのではないか。
 - エラー・アラートの表示は、自治体側では多い方がよいが、ベンダ側では多すぎるとコストに跳ね返るとの意見もあり、ベンダの意見も聞きながら決めていきたい。
 - 分科会では一定の方向性を出し、親会議へ送る。その後、全国の自治体・ベンダに照会する。ここで最終確定ではなく、確定は来夏までに行う。
 - カスタマイズで簡単に実装できるものと、システム間連携しないと容易に実装できないもののが混在している。コンビニ交付とのデータ連携などは、どこまでの整合性を求めるかの問題なので、総務省が明確に指針を打ち出せば、

このような複雑なシステム間連携を必要とするエラー項目を標準化することもできる。ただし、多くの自治体が現時点では、コンビニ交付との連携をするほどの厳密な整合性を追求せずとも、証明発行時間を見れば説明責任は果たせると考えている。総務省のスタンスと、自治体側のニーズ、ベンダ側の負担を全て踏まえて標準化項目を決めることが重要。

(2) ③改製について

- 自動改製は行わないとあるが、任意改製は許容されるのであれば、自治体内で統一的な改製が発生する理由を整理し、カスタマイズで自動化したいという要望が出てくる。また、自動改製をなくすことができるかどうかは、ベンダのパッケージの原票と写し、ログの持ち方等を確認し、原票と写しの記載内容が異なることによって問題が生じないかを確認してから議論すべき。
- 任意のタイミングでの改製は、一人ひとり改製する日々のルーティンで生じる改製ではなく、自治体で大きなイベントが発生した時に1回改製するイメージである。
- 改製なしのような新しい改修を考えると、過渡期には現行のパッケージの機能を維持しつつ、新しいシステム設計をすることになるため、ベンダの負担は大きい。
- 法制度上整理すべきこと、コスト面・技術面で整理すべきこと、自治体としてのニーズを分けて考えるべき。ベンダの負担が過大にならないことは重要だが、自治体が構成員となっている分科会の場ではまず自治体のニーズを整理したい。

(3) ⑤DV関係について

- DV全体では住基だけではなく、宛名システム等の住登外のシステムにあるべきデータについてはそこに譲る形で整理すればよく、住基に関しては提示いただいているレベルで問題ない。

(4) ⑥住民票の写し、⑦転出証明書について

- 文書番号について、発行場所や何番目に出力したかについての基準が統一されていないためカスタマイズが発生することがあるので、統一したフォーマットで基準まで示した方がよい。また、公印の位置は市区町村長名の最後の文字にかからないといけない等、そこまで配慮する必要はない旨を明記いただきたい。

- 文書番号を出すとなると、コンビニ交付等の絡みでコストがかかるため、できればなくす方向で検討いただきたい。
- 様式のレイアウトについては、住民票の写しは広域交付のもの、転出証明書は住基ネットの転出資格証明書をたたき台として議論するのが基本的なスタンスだと思う。CSからも住民記録システムからも同じ様式が出力される仕様にすればOCRガイドにもなる。また、様式は自治体・住民どちらにとってもよく目にするため、なじみのあるものをベースに検討すべき。
- 広域交付の様式は、住基ネットが導入された平成14年から使われており、既に定着している。一方、現場で取り扱っている項目について、広域交付と合わせて一つの様式にしてしまっているのかという議論は必要。資料4の標準仕様書案に含めるべき項目と広域交付の住民票の写しの項目を比べると、広域交付の様式では本籍と筆頭者という戸籍の項目が含まれていないため、戸籍関係の項目を含めるべきか否かを自治体ニーズに合わせて詰めて行けばよいと思う。
- 資料4の法令に根拠規定のあるもののグレーアウトされている項目について、住民票の写しの交付で求められるケースは少ないが、転出証明書ではほとんど登場せざるを得ない項目だと思う。引越しぴったりサービスでは少しでも住民を待たせないように、全項目を出して準備しておくので、住民票の写しでのニーズが低くてもベンダは実装している可能性もある。実装の有無をベンダに確認すべき。なお、実装の有無を確認する際は、準構成員7社宛にお願いしたい。
- 自治体には実務上どういう仕様書であれば求める事務が適切に行えるかということで意見を出してほしい。ベンダの仕様と異なっても、全国でやるべき住民のための事務を行うために、こういう仕様であるべき、というような意見がほしい。
- 転出証明書の住所を定めた年月日は含めるべきではないか。転入処理が終わる前に問題を解決すべき。
- 現在も制度上は転出証明書の証明日よりも住定日・転入日が来ることはないので、過誤・悪意の届出を判別できないわけではない。証明日・転出予定日の記載された転出証明書を窓口を持参して、その日付よりも前に転入したという申告があった場合は、市町村間で連絡を取り合い、事実を確認する必要がある。ただし、よりわかりやすくしたいという自治体ニーズに合わせ、項目を追加することは否定しない。
- 住民サービスの向上のため、自治体の立場でべき論を検討する。法定項目を

中心に整理を進め、それ以外は根拠を示す必要がある。

(5) その他について

- QRコードのような便利機能についても、この分科会で決めてよいのか。
- QRコードは、自治体側のニーズとベンダ側のコストとのバランスだと考えている。
- デジタルファーストの推進のためには、今後必要になると思う。ただ、現状においてどれくらいニーズがあるかという点、それほど現実的ではない印象がある。
- マイナンバーカードを読み取って事務の簡略化を図る検討を加えていただきたい。
- 今後の検討では、準拠ルールの作成や、用語集の定義に従った文書の作成など、いくつかルールを定める必要がある。

以上